

平成22年度 第1回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

|       |   |
|-------|---|
| 日 時   | 平成22年6月9日（水） 午後1時30分～午後2時   |
| 場 所   | 市役所北館4階 教育委員会室  |
| 出席者   | 出席委員 ・城委員長・新井委員・曾和委員・野島委員・吉富委員・谷崎委員<br>欠席委員 ・室井委員・加納委員<br>事務局 ・都市環境部環境課 津村課長，西中主査，阿曾                                    |
| 会議の公表 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開<br><非公開・部分公開とした場合の理由> |
| 傍聴者数  | なし（委員・事務局以外の参加者）  |

1 議 題

- ・霊園使用条例の改正について
- ・霊園全体の修景基本計画について

2 配布資料

- ①芦屋市霊園使用条例新旧対照表
- ②芦屋市霊園概要
- ③芦屋市霊園全体配置図（縮小図面）

3 議事内容

事務局／津村： 今年度，第1回の霊園使用者選考委員会を始めさせていただきたいと思えます。

なお，こちらの不手際で5月28日が流会となってしまいましたので，本日を第1回とさせていただきます。

それから，本年の4月1日付の市役所の人事異動におきまして前任の環境課長でありました橋本が定年退職をいたしました。その後を受けまして，後任の環境課長を拝命しました。津村と申します。3月までは教育委員会でお世話になっておりました。どうかよろしくお願ひします。なお，環境課内部でも異動がございました。この委員会の担当につきましては主査の西中が担当させていただきます。

事務局／西中： 西中です。よろしくお願いします。

事務局／津村： 同じく環境課の職員ですが、私と同じ教育委員会におりました阿曾  
が代わってまいりましたのでどうぞよろしくお願いします。

事務局／阿曾： よろしくお願いします。

事務局／津村： 本市におきましては、こうした附属機関の委員会につきましてはす  
べて委員の方の発言の内容を記名入りで、どなたがどのような発言を  
されたかをホームページ上で公開することになっておりますのでよ  
ろしくお願いしたいと思います。その関係で会議の内容については記  
録を取らせていただきます。それでは大変お待たせしました。委員長  
にバトンをお渡しします。

城委員長： 28日にご案内をいただきましたが都合が悪くて欠席させていただきました。  
申し訳ないと思っています。

今日、第1回ということで時間的に忙しい中皆さんにお集まりい  
ただきありがとうございます。今日は、条例の改正ということで重要  
な件がございます。6月の定例議会での提案に際しましての審議とな  
ります。公開、非公開を先に入れないといけないですね。もし傍聴者  
がいれば公開に。霊園使用条例の改正につきまして、事務局から願  
いします。

事務局／津村： それでは失礼いたします。座ってご説明をさせていただきます。今  
回最初に議事であげていただきましたのは、霊園の使用条例の改正で  
ございます。委員長からもお話がありましたように、この6月に開催  
されます議会の方に上程をさせていただいているところでございま  
す。基本的に大きく今回の条例改正につきましては3点ございます。  
その内容につきまして簡単にご説明させていただきたいと思いま  
す。

ご存知のように芦屋市の霊園使用条例と申しますのは、昭和28年  
にできた非常に古い条例でございまして、その関係で今回、議会から  
ご指摘を受けた部分もございまして改正をするものです。本年の12  
月の市議会におきまして、ご指摘を受けた内容がございまして。それは、  
霊園の使用申し込み資格で性別により不備が生じないように改める  
べきではないかということで、一般質問がございました。お墓という  
のはご存知のように日本の中での家制度の象徴という部分ございま  
して、非常にこの条例の中での本市在住の戸籍筆頭者という表現がご  
ざいまして。これはお手元にお配りをしております使用条例の新旧対照  
表をご覧ください。最初のページで下に小さく52-1と書いてあると  
ころでございまして。今回の条例改正の一番大きいところはこの第2条  
でございまして。右側の現行を見ていただきますとお分かりいただけま

すように、霊園の使用は本市在住の戸籍筆頭者という表現が今の条例の中にはございます。この中ではどちらかという戸籍筆頭者という部分が男女の性別によって差がつくのではないかというのが、12月の議会でのご指摘でございました。これにつきましては、今回この条例の改正に当たりましては、神戸市を含む阪神間すべての条例を拝見させていただきましたが、こうした表現を使っているところは全然ございませんでした。そういうことから今回の改正で第2条の2でございしますが、基本的には本市に住所を有する個人であってということが一つ、もう一つは従来通り、祭祀を主宰する者とするという表現に改めたいというものでございます。

2点目でございますが、この条例が先程申し上げましたように昭和28年という非常に古い条例ということから、例えば条例の上部にあります見出しが書かれていない。非常に見づらい条例になっております。ですから、今回の改正に伴って、すべての条文の頭に見出しを付けさせていただいたということでございます。同じく古い部分で影響しておりますのは、例えばページの52-4というところ開いていただけますでしょうか。52-4右側の現行の所を見ていただきますと2行目でございます。下線を引いておりますが、必要な制限をなすこと。また、その下の14条の(4)の下線部分です。維持管理をなさずという形で、非常に表現として古い言葉遣いがされておりますので、そうした部分につきましては左側の改正案を見ていただきますと制限をすること。または維持管理をせずという形で現在の言葉遣いに改めるとというのが第2点目でございます。

3点目でございますが、1ページに戻っていただきまして、1条の2というのが左側に書かれてあると思います。これは定義と見出しを付けておりますが、この条例の中で使われる用語につきまして、現行条例の中では言葉の定義が何らなされていない。それにつきましては国の法律である墓地埋葬等に関する法律で定められた言葉の定義をそのまま条例の中でも言葉の定義とするため、「この条例による用語の意味は、墓地埋葬等に関する法律の例によって」という形で、1条に追加をしたものでございます。簡単な雑駁なご説明ではございますが、今申し上げましたように3点の改正をこのたびさせていただきたいというふうに考えておりますのでご報告をさせていただきたいと思っております。説明は以上とさせていただきます。

城委員長 : ありがとうございます。ただ今、ご説明がありましたように昭和28年というように非常に古い条例ということについて、議会の方で指

摘があったということで3点改正されると。何か質問はございませんか。

300円の手数料って昔のままですね。

事務局／津村：　そうです。

城委員長　　：　それは変わらないのですね。

事務局／津村：　金額的な改正はこれまでも幾度かさせていただいています。

事務局／西中：　最初は150円です。

城委員長　　：　そうですか。

事務局／津村：　金額的な使用料等の改正をする時にその数字の部分だけを修正しているんですね。ですから言葉遣いを読んでいただきますとお解りいただけるように非常に古い昭和20年代の表現かなというのがございますので。それについては変えさせていただいたということでございます。

城委員長　　：　4条の堂塔碑石形像類。これも連続して、これもちょっとね。

事務局／津村：　そうなんです。非常に読みにくい、わかりづらいということがありますので先程、例示であげませんでしたけれどもわかりやすく改めたというもので、内容を変えたということではございません。

城委員長　　：　野島さん、いかがですか。見られて。

野島委員　　：　言葉が新しく変わっているだけで、特に。そんなに難しく何かを変えたわけではないので。私なんか逆にこの古い言葉を知ることもいいのかなと。こういうところでないと人間知るところがなくなる。

城委員長　　：　そうですね。

野島委員　　：　戸籍筆頭者としてのあれかもしれませんけれども。

城委員長　　：　4条でしょ。堂塔碑石形像類とかね。

野島委員　　：　制限をなすとかね。制限をするというのが今の言葉だけれども。なすということもそういう意味なんだとね。知るという意味では昔の言葉も大事かなと思うんです。まあ、若い人にわからなければね。新しい時代が変わるから古い言葉ではね。意義はないんですけどね。こういう言葉を言ってたんだと今見たらね。

城委員長　　：　そういうことで、これはご了承いただきました。霊園使用条例の改正につきましては今ご説明いただきましたように当委員会では承認いたします。

では、2番の霊園全体の修景基本計画についてお願いします。

事務局／津村：　ありがとうございます。それでは(2)、議事の2番目でございます。霊園全体の修景基本計画について簡単にご説明をさせていただきます。お手元にA4、2枚、一つは地図ですが、霊園の配置図です。

一つは芦屋市の霊園ということで概要と今現在行っている取り組みということで簡単にまとめさせていただいております。実は、本年の22年度からの取り組みということで3月議会の中で市長が市政方針を発表されるんですけれども、その中で霊園の修景等の基本計画を22年度に策定をするということで議会でも報告をさせていただいているところでございます。先程の条例の時にも申し上げましたが、芦屋市の霊園につきましても昭和28年に設置をされて以後、非常に長い年月が経過して参りました。委員の皆さんもよくご存知のように、霊園自体につきましても傷みがひどくなってきているということがございます。基本的には安全面を確保するということから、平成19年度から毎年1,000万円の予算を頂きまして、部分的な修理は図ってきたところでございます。しかしながら、先程の条例の中に書いてございますように、非常に高額な使用料等を頂いているにも関わらず、霊園全体の傷みが部分的補修では追いつかなくなってきたというのがまず1点あげられようかと思っております。

それから2点目は、霊園自体につきまして6,177基があるわけですけれども、今後これを増設するのは難しいと考えております。かといって市内で毎年多くの方が亡くなっていくということの中で霊園、こうした1基1基の墓地に変わる課題といたしましては、例えば納骨堂ということも今後は考えていかなければというのも一つはございます。

それからまた現在の霊園事務所そのものも都市計画決定がされておまして、霊園事務所そのものもあの場所で建替えるというのはかなわないということもございます。そうしたことから霊園全体を芦屋市の霊園にふさわしい、どういうことになるのかと申しますと、お手元の芦屋市の霊園の墓地計画の趣旨というところに書いてありますように特に、下から2行の所に墓地のない市民全体の憩いの場所として、ハイキングに散策に自由に利用できるような公園墓地の計画を行うと当初からされておまして、都市公園型墓地というのが芦屋霊園の目指す墓地ということになっております。

そうしたことから植栽等も含めまして霊園全体の見直しを図るといのがこの霊園修景等の計画と考えております。具体的には現在、今年度中に今後の計画を作成すると共に、来年には例えば建設に係る実施設計に入っていきたいというふうに考えております。ただ、非常に広大な敷地でございますので限られた予算の中で行うということになりますので、複数年の計画になっていくのではと思っております。

具体的に公園の修景等の計画そのものができたら、またご報告をさせていただきたいと考えておりますが、今日の段階では、こうした計画を今年度取り組むというご報告と、複数年に渡って霊園の整備を行うことが一つは決定したというご報告をさせていただくために、この議案をあげさせていただいたものでございます。非常に簡単なお説明ですが以上とさせていただきます。

城委員長 : ありがとうございます。

霊園の修景と言いますか、現在、霊園墓地の中で、専門担当者がおられますが、昔から、公園墓地ということで全国的にも珍しい墓地、当初から芦屋市観光協会の「芦屋十景」にも指定されており、芦屋の観光土産にハナヤ勘兵衛さんに写真を撮っていただいたりしました。桜も多いんですね。非常に綺麗な桜がありまして、花と緑の会というのがありまして解散する時に桜を50本植えました。ただまあ、花見に来たりする人はおりませんけどね。でも桜の名所でね。芦屋の景観の名所にしていますけれどね。だんだんと市民の方にもお墓参りだけではなく、遊びに来ていただけたらよろしいけどね。

事務局／津村 : 今、委員長のお話にもありましたけれども、内部の協議をしております際には、本当に四季折々の花が見えるような、そういう植栽も含めた計画にするようにご指示をいただいております。特に市の花でありますコバノミツバツツジを含めまして、具体的にどういう形にどういう植栽をすると四季折々の花が見えるのか非常に難しいけれども、そういう部分につきましては専門家のご意見等をいただきながら景観については作っていきたいと考えております。

城委員長 : 霊園に行く参道は、桜がものすごい綺麗ですね。

事務局／津村 : 綺麗ですね。

城委員長 : あれは立派なものです。霊園の中に入っても大きなシダレザクラがあります。

野島委員 : ということは、まだ具体的に何も計画どうこうするというのはできてないんですか。

事務局／津村 : 今年度その計画を作るということです。

野島委員 : まだこれから考えるということですね。見てもまだ何がどうなるかわからないんですね。この辺でちょっと何か公園でもしますよというものもないんですね。

事務局／津村 : ないです。

吉富委員 : 私思ったんですけど、19年からずっと直されていますが、何か19年には、これとこれを直しましたというわかりやすい「色別」とか

できないんですか。

事務局／津村： 正直申しまして、1,000万というのは額的に非常に大きいなと思いますけれども、現実の問題としては例えば法面で崩れてきている所へ土留めをしたりとか、道路の一部分陥没している所を直したりというので使っているお金ですので。

野島委員，新井委員，吉富委員：

それで、1,000万円って大きいですね、1,000万ですからね。我々の税金の。そんなに簡単に言ってもらっては困ります…。

谷崎委員： 手すりをこう付けたりね。図面で。

野島委員，新井委員，吉富委員：

手すりをこう付けましたよとか言ってもらったらいけれど。私達が一生懸命働いた税金の1,000万がそんなにちやちいお金しかないと思ったら…。

事務局／津村： 今、部長にも言っていたいただきましたけれども、この面積が17万平米という広い面積ですから。

城委員長： 増えましたからね。どんどんどんどん。

吉富委員： 難しくは考えてなかったんですけれども、この箇所に丸か点とかできんもんかなと思ったんですけれども。

事務局／津村： それはですね。部分的な例えばこういう手すりをつけましたとか、そういうものを簡単な写真か何かにしてすることを考えてみます。

野島委員： 1,000万円でその程度でしたら、これだけの納骨堂と書いてありますけれども再整備に向けて一体予算的にはどのぐらいなんですか。

事務局／津村： それを計画することにかかわってくると思うんですね。例えば、納骨堂一つ作るにしてもどの程度の規模の物を作るのかというのは基本的な需要と供給の問題がありますから、それも試算しなければなりません。

野島委員： でもね、芦屋市全体が口聞いたらお金無いお金無いやから、お金の無いところでここにどれだけの予算が取れるかということも限界があるわけでしょ。膨大な納骨堂をしたいと言ってもできないし、だから予算って今年度取ってあるわけでしょ。でないと計画できないのでは。

事務局／津村： 今年度は計画を作るという予算であって、整備に基づいてどうするかというのは実際工事に取り掛かれるのは、来年、再来年からになると思います。

城委員長： 基本計画をつくらないといけない。

野島委員 : だから少しは予算を取っているのかなと思ったんです。

城委員長 : 基本計画の予算だけなんです。

事務局／津村 : 基本計画の予算だけです。

城委員長 : 納骨堂，コープ神戸だっていっぱい持ってるね。

事務局／津村 : そうですね。

城委員長 : 大きなテント張ってね。ズラズラとたくさん人が来ていますね。コープ神戸はわりにしっかりしている。

事務局／津村 : 納骨堂につきましては，平成4年から5年ぐらいだったと記憶していますけれども，一度実は計画をされていたんですね。ところがご存知のように平成7年の震災でその計画はズレてしまいました。その震災後にですね，霊園の整備と共に問題になったのは火葬場だったんです。今，野島委員からいろいろ言われましたように限られた財源の中でどちらを優先するかということで火葬場を先にやったというのが一つあるんです。それから霊園の使用料ということで多額の金を市の方にいただいているわけですが，それはいただいているものを全部プールしているわけではなくて，一般会計という中に入ってしまうので，じゃあ，いくらそれがあるのかというのは別問題なんです。

城委員長 : おかしいね。

野島委員 : そういうことを聞いたら怒るんとかちがいますか。

事務局／津村 : ただこれだけ広い所で今言った内容でするにしても1億2億とかいうお金ではなくて，10億以上のお金に費用がかかるんじゃないかなというふうに思っております。

野島委員 : 一般会計に入ってしまったって，私またプールしてあるから皆さんから集めたお金をね。使わないといけないかなという思いがあって喋ろうかと思ったら違うんですね。入っちゃっているんですね。

事務局／津村 : 先程言っていただきましたように，芦屋の一つの顔でもございますし，非常に高いんですね。

城委員長 : 当初は全国から見学に来られましたね。公園墓地として，日本最初の。そりゃ，新聞にも載るし，大変な注目度だったんですね。

吉富委員 : 景色もいいですもんね。

城委員長 : 景色は抜群ですね。そりゃ，素晴らしいですよ。上に行くほど景色が。

新井委員 : そうなんです。

事務局／津村 : たぶんどう言うんでしょうか。ここにこういう納骨堂を作るということには決まらないにしても，そういうものが現代は必要であろうということは想定はされているんですし，これから少子化の中では本当



に後亡くなられてどんどん見られる方がいらっしやらないというようなこともございますし、そうしたこれからの状況に対応する芦屋らしい公園の中の墓地ということでございますので、ご心配をいただいているように多額のお金が必要になってくるということではありますけれども、市といたしましてはこうした計画を作って整備をしていくということについては意志決定をしたということでございますので、どういものが出来上がるかはもうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

城委員長 : 今日のご説明をお聞きしたということで。

事務局／津村 : 突然にこういう計画ができましたということではなくて、今年度1年間かけてやっていきますということでございますので。

城委員長 : せっかくの機会ですから他に。

野島委員 : この霊園、我々なんか絶対に入れないじゃないですか、霊園にはね。そういう新仏というか、条件がたくさんあるじゃないですか。それに私のところは該当しないんだけど、そういう私達みたいにずっと芦屋に住んでいる、主人なんか産まれてから、可能性としてあるんですか。将来的に。

吉富委員 : 納骨堂にするとしたらできるんですね。芦屋市住民だけだったら。

事務局／津村 : 基本的に芦屋市ということになりますね。それで、先程申し上げたようにこれ以上墓園を拡大して基数を増やしていくのはもうやはり難しいと思っております。

城委員長 : 返還墓地とかね。これから将来。だから5年以内に音沙汰無いとか使用料払わない人とかに返還してもらわないとね。

野島委員 : 返還しても新しく私達の場合は申し込められないからね。

城委員長 : 条件にあてはまらないと。

野島委員 : そうそう。あてはまらないですよ。

吉富委員 : 芦屋に住んでらしても？

城委員長 : 遺骨があるかとか。

野島委員 : そんなん何もないです。

吉富委員 : 納骨堂というのは。

事務局／津村 : 納骨堂の場合はですよ。

吉富委員 : 若い人もなかなかお墓の手入れもなさるの大変でしょう。納骨堂というのは新仏は、皆ここいけるんですか。

事務局／津村 : 納骨堂、ですからどういう規模になるかわかりませんが、すぐにいっぱいになる規模ではないものにしないと。ただ墓地を拡大し

て、基数を増やすという考え方はありません。

野島委員 : もう無いわけですよ。

事務局／津村 : そうですね。もう限界があると思っておりますので。

委員長が言っていたように返還があれば、それを整備して再度募集をするということでございますので。

野島委員 : 募集になっても、私のところは無理なんだけれどね。遺骨があるわけでもないし、誰も死んでいないから無いじゃないですか。その時は先の話。今買えるかと言ったら買えないわけですよ。もう息子たちがいるから、ずっとここに住み続けると言うから近くていいでしょ。それを言っているだけです。私達のお墓を買っておけるかどうか。生きている間に。

それは他の言うこと聞いているだけであって。納骨堂云々ではなくて。

曾和委員 : 需要と供給の問題ですからね。需要の方が多ければ、供給が少なければ、そりゃ難しいですね。

野島委員 : 条件が緩和されるというのもありうるということかもわかりませんね。

曾和委員 : ただ、ご案内を頂戴してから、これは我々の権限にかかわる問題ですか。

事務局／津村 : 直接的にはかからないだろうと思います。しかしながら、これから実際にご使用する際に条件等をお図りするわけですが、その際には原則的な条例規定そのものが今回変わるわけですから、そのことの改正を事前にお知らせをしておくということで開かせていただきました。

城委員長 : 条例そのものを変えることを理解していただきたいということであれば。

事務局／津村 : ですから、議決をいただくということではなく、先程申し上げましたようにご報告をさせていただくということです。

城委員長 : そういうことですね。

納骨堂の規模ってわからないけれど、これだいたい普通、納骨堂といたら残すでしょ。50年経ったら埋骨し土に返さないといけない。棚から下ろしてね。土の中に返すんです。棚で飾るのは50年間飾られます。

曾和委員 : でもこんなものは決まったものではなく、いわゆる設置者の意思によってずっと預かることもあるし。

野島委員 : 50年もかかるってすごいんですね。

- 曾和委員 : もっと早く骨仏って言って、お骨を砕いて、石灰とまぜて、仏さんをすくって、皆にお参りいただくというのが、50年で降ろして何するということもあるけれど…。
- 城委員長 : そういうところもあるけれども、一般的にはいろいろですね。
- 曾和委員 : それぞれの設置者の意思です。
- 野島委員 : 返してあげないと次の人達が、入れるところがないですもんね。
- 事務局／津村 : 何年間というのは、まだできてない状況ですので検討します。ただ、ご指摘の内容は課題は残ると思います。先程少し申し上げましたように、これだけ少子化が進んで、言えば、後、祭祀を守っていく人がいないということも将来的には課題としてでてきますので、他市の取り組みの中で一つあるのは、今言われたようにある一定期間になるまで納骨堂に置いていただいて、その後は例えば合葬式のお墓を作るとか、そういう何らかの形を検討していかないとこれからどんどん減ることはございませんので、増えていくという形になった時に、その辺の一定の基準をまた作っていくという必要は生じてくるだろうというふうに思っております。
- 城委員長 : そういうことで今日は、第1回の選考委員会を開いているんなお話をお聞かせいただいて。特にご意見やらお話がございませんでしたら、第1回の選考委員会を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。
- 事務局／津村 : どうもありがとうございました。次回につきましては、今年度の返還墓地等につきまして、また募集を検討しておりますので、たぶん例年なら秋口になろうかと思えますけれども、またご案内させていただきたいと思っております。今日はどうも本当にありがとうございました。